

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 土地改良事業補助金交付規程の一部改正  
薬価基準の一部改正  
種畜の廃用  
保安林の指定解除  
家畜人工授精師の免許  
炭を予防注射の実施  
土地の公用廃止

## 告示

### 鳥取県告示第六十七号

土地改良事業補助金交付規程（昭和二十八年八月鳥取県告示第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

昭和三十年二月十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

第三条第三項第五号を次のように改める。

- 五 客土 関係面積 五〇町步未満の地区 二割以内  
関係面積 五〇町步以上の地区 三割

### 附 則

- この規程は、昭和二十九年年度分の補助金から適用する。
- この規程施行の際、現に昭和二十八年年度以前から継続して行つている第二条第五号に掲げる事業に要する経費に対する補助率は、なお従前の例による。
- 積雪寒冷単作地帯農業振興施設補助金交付規程（昭和二十七年二月鳥取県告示第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表中

客土	三割	右同
----	----	----

客土	二割又 は三割	関係面積 五〇町步未満の地 区 二割以内 関係面積 五〇町步以上の地 区 三割以内
----	------------	--

に改める。

鳥取県告示第六十八号

昭和二十九年七月鳥取県告示第三百六十二号をもつて公示した使用内用薬、使用外用薬及び使用注射薬の購入価格に関する基準の一部を昭和三十年一月十七日厚生省告示第九号をもつて公示された薬価基準の「その他の地域」によることに改正し昭和三十年一月一日から適用する。

昭和三十年二月十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第六十九号

次の種畜は廃用された。

昭和三十年二月十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

種畜証明書 番号 品名 飼養者住所氏名

昭二九一鳥 藤常 黒毛 鳥取県八頭郡八東村 中島徳次郎  
取第三〇号 和種  
"三二" 夏山式 " " 船岡町 北尾佐太郎  
"三九" 第三春波 " " 大村 山崎 雄三

鳥取県告示第七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項並びに同法第四十条第一項に基く同法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第二条の規定により次の土地について保安林の指定を解除する。

昭和三十年二月十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

所在地	番	台帳見込	指定の解除の理由	解除申請者
市郡一町村一大字一字一地	全面積解除面積	全面積解除面積	目的	
東伯 羽合 宇野 西又二一、九六二一	町 七九三	町 七九三	飛砂の消滅	羽合町宇野区 長村中多三
岩美 福部 海士 果の上 八八四	町 一三〇〇	町 一三〇〇	同	福部村海士 浜本甚太郎

鳥取県告示第七十一号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条の規定により、次のとおり家畜人工授精師の免許をしない。

昭和三十年二月十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

免許番号 家畜人工授精師として業務を行

住

氏名

免許番号	住	氏名
三三一一 牛	鳥取県西伯郡大山村大字豊房二、〇五二番地	永久昌 司
三三一一	成実村大字奥谷	佐藤 正美
三三一一	賀野村大字朝金五一九番地	赤井達 雄

鳥取県告示第七十二号

次のように炭その予防注射を実施するので、家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により乳牛の所有者に対して予防注射をうけることを命ずる。

昭和三十年二月十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 炭その予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 乳牛——生後六箇月以上のもの 但し分娩前後一箇月以内のものを除く

四 実施の期日	別表のとおり	別表のとおり
五 注射の方法	ベスレドカ法(皮内注射法)	ベスレドカ法(皮内注射法)
別表	別表のとおり	別表のとおり
実施期日	実施区域	実施場所
二月十四日	東伯郡旧下郷村	同上
" "	旧上郷村	"
" "	旧北谷村	"
" "	旧高城村	"
" "	旧浦安町	"
" "	旧八橋町	"
" "	旧上小鴨村	"
" "	関金町	"
" "	鳥取市美保	"
" "	東伯郡旧古布庄村	"
" "	栄村	"
" "	旧三徳村	"
" "	旧三朝村	"
" "	鳥取市美保	"
" "	東伯郡由良町	"
" "	" "	"
" "	" "	"
" "	" "	"
" "	" "	"
" "	" "	"
" "	" "	"
" "	" "	"
" "	" "	"
" "	" "	"
" "	" "	"
" "	" "	"
" "	" "	"
" "	" "	"
" "	" "	"
" "	" "	"
" "	" "	"
" "	" "	"
" "	" "	"
" "	" "	"
" "	" "	"
" "	" "	"
" "	" "	"
" "	" "	"
" "	" "	"
" "	" "	"
" "	" "	"
" "	" "	"
" "	" "	"
" "	" "	"
" "	" "	"
" "	" "	"
" "	" "	"
" "	" "	"
十八日	旧旭村	"
" "	旧西郷村	"
" "	旧上井町	"
" "	旧上北条村	"
" "	旧社村	"
" "	旧小鴨村	"
二十四日	鳥取市美穂	"
" "	東伯郡灘手村	"
" "	大誠村	"
" "	羽合町	"
" "	泊村	"
" "	旧花見村	"
二十五日	下北条村	"
鳥取県告示第七十六号	" "	"
次の土地は、その公用を廃止する。	" "	"
昭和三十年二月十一日	" "	"
一 鳥取市金沢大字福岡二一九番地溜池一三九〇坪	" "	"
(関係図面は土木部管理課に保管)	" "	"
鳥取県知事 遠藤 茂	" "	"

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町取印 鳥取市東町取印 鳥取市東町取印 鳥取市東町取印 鳥取市東町取印 鳥取市東町取印